

九州情報大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 九州情報大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、広い分野の知識と深い専門の学術理論と応用を教授、研究するとともに、高度な経営情報の思想と理念をきわめ、建学の精神に基づいて、これを支える豊かな人間性を兼ね備えた創造的・実践的な人材を育成し、学術、文化の向上・普及と併せて社会の発展に寄与することを目的とする。

2 本学は、福岡県太宰府市宰府6丁目3番1号に置く。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織

(学部・学科及び収容定員等並びに人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第3条 本学に、次の学部及び学科を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
経営情報学部	経営情報学科	50人	200人
	情報ネットワーク学科	50人	200人

2 前項の学部・学科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 経営情報学部 経営情報学科

経営学、会計学、情報学の基本的知識の修得及び、情報処理・活用能力を養成し、財務、会計、商品開発、マーケティング等の分野で活躍できる人材を養成することを目的とする。

(2) 経営情報学部 情報ネットワーク学科

ネットワーク関連の情報通信技術の知識とその活用能力を修得し、情報システムやネットワークの技術、経営企画・管理から電子商取引、メディアコンテンツの創造等に至るまで、ネットワーク社会の新しい分野で活躍できる人材を養成することを目的とする。

(日本語別科)

第3条の2 本学に日本語別科を置く。

2 日本語別科に関し必要な事項は、別に定める。

(附属教育研究機関)

第4条 本学の附属教育研究機関として学術・教育研究所を置く。

2 学術・教育研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館)

第5条 本学に、附属図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 職員組織

(職員)

第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

2 前項のほか、必要に応じ副学長を置くことができる。

第4章 教授会

(教授会)

第8条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長及び教授をもって構成する。ただし、必要なときは、准教授その他の職員を加えることができる。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業および課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ意見を述べることができる。

5 教授会の運営等について必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を次の2学期に分ける。

前期4月1日から9月30日まで

後期10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日（国民の祝日が日曜日に当たるときはその翌日）
- (4) 本学の創立記念日5月27日
- (5) 夏季休業8月8日から9月30日まで
- (6) 冬季休業12月22日から翌年1月8日まで
- (7) 春季休業3月25日から4月4日まで

2 学長は、必要がある場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項に定めるもののほかに臨時の休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第12条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第13条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学又は再入学により入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、教育上支障がないときは、入学の時期を後期学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程により大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第16条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

2 願い出の時期及び方法等については、別に定める。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第19条 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学を志願する者があるときは、その資格を審査し、選考の上、3年次に入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在籍し62単位以上を修得した者

(2) 短期大学を卒業した者（外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者）又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(4) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

2 編入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第20条 他の大学から本学に転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当年次に転入学を許可することがある。

(再入学)

第21条 本学に再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することがある。

第22条 前2条の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が定める。

(転学科)

第22条の2 学生が本学の他の学科への転学科を志願するときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が許可することがある。

2 転学科に関して必要な事項は、別に定める。

第8章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第23条 授業科目は、基礎総合科目及び専門教育科目とする。

2 開設する授業科目及び必修、選択科目の別並びに単位数等は、別表第I及び別表第IIのとおりとする。

(教職課程の授業科目)

第23条の2 教育職員の免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な授業科目並びに単位数等は、別表第IIIのとおりとする。

(単位計算方法)

第24条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義・演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(1年間の授業時間)

第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第26条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、授業科目によっては、試験以外の方法で学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(他学科履修)

第26条の2 学生は、別に定めるところに従い、他学科の専門教育科目を履修することができる。その場合、16単位を上限として卒業に必要な当該学科の専門教育科目の修得単位とすることができる。

(成績の表示)

第27条 授業科目の試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5段階をもって表示し、可以上を合格とする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第28条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議を経て、60単位を限度として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第29条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項の規定により認められた単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位として与えることができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位として与えることができる。

3 前2項の規定により与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、第28条第2項及び前条第2項の規定により認められた単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(その他)

第31条 この章に定めるもののほか、授業科目の履修方法等必要な事項については、別に定める。

第9章 休学・転学・留学・退学及び除籍

(休学)

第32条 疾病等によるやむを得ない理由により4か月以上修学することができない者は、学長の許可を得、休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間及び復学)

第33条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第13条の在学期間に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅し復学しようとするときは、学長の許可を得、復学することができる。

(転学)

第34条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第35条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得、留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第13条に定める在学期間を含めることができる。

3 第28条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(2) 第13条に定める在学年限を超えた者

(3) 第33条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(5) 死亡した者

第10章 卒業及び学位

(卒業)

第38条 本学の学部で4年以上在学し、第23条第2項別表第I及び別表第IIに定めるところにより所定の授業科目を履修し、合計124単位以上を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位)

第39条 学長は、卒業を認定した者に対して、下記の学士の学位を授与する。

学部	学科	学位の種類
経営情報学部	経営情報学科	学士（経営情報学）
	情報ネットワーク学科	

第11章 賞罰

(表彰)

第40条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第41条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関する規程は別に定める。

第12章 研究生、科目等履修生、社会人学生及び外国人留学生

(研究生)

第42条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生として志願することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合には、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第43条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上科目等履修生として入学を許可することがある。

(社会人学生)

第44条 社会人で、大学において教育を受ける目的をもって、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、社会人学生として入学を許可することがある。

(外国人留学生)

第45条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に対しては、第23条第2項別表第I及び別表第IIに定めるとおり「日本語I」、「日本語II」、「日本語III」及び「日本語IV」の科目を置く。

(研究生等に関する規程)

第46条 研究生、科目等履修生、社会人学生及び外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第13章 入学検定料及び学費

(入学検定料及び学費の額)

第47条 入学検定料、入学金、授業料及び施設拡充費の額は、別表第IVのとおりとする。

(授業料等の納入)

第48条 授業料及び施設拡充費は、年額の二分の一ずつを次の2期に分けて納入しなければならない。

区 分	納 期
前 期	4月20日まで
後 期	9月20日まで

(復学等の場合の学費等)

第49条 前期又は後期中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの学費を復学又は入学した月に納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第50条 第12条の修業年限を超えて学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料及び施設拡充費を納入するものとする。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第51条 前期又は後期中途で退学し、又は除籍された者の該当期分の授業料及び施設拡充費は徴収する。

2 停学期間中の授業料及び施設拡充費は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第52条 休学を許可され又は命ぜられた者の授業料及び施設拡充費については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの全額を免除する。

(研究生、科目等履修生、社会人学生、外国人留学生等の検定料及び学費)

第53条 研究生、科目等履修生、社会人学生、外国人留学生等の検定料及び学費については、別に定める。

(既納の検定料及び学費の取扱い)

第54条 納入した入学検定料及び学費は返付しない。ただし、納期後に休学した者の既納の学費については、第52条の規定により免除される額を返付する。

第14章 特待生制度

(特待生)

第55条 人物、学業ともに優秀と認められる者が特待生に選ばれた場合、授業料の全額又は半額を免除することができる。

2 特待生に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 公開講座

(公開講座)

第56条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第57条 教育職員免許状を取得しようとする者は、第38条に定める卒業の要件を満たし、教育職員免許法及び同施行規則の定めに基づき、別表第Ⅲの授業科目を履修しなければならない。

- 2 本学において取得することができる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

学科	取得できる教育職員免許状の種類
経営情報学科	高等学校教諭一種免許状（情報）

- 3 教育職員免許状の取得に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 第3条に規定する入学定員は、同条の規定にかかわらず、平成10年度及び平成11年度は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員
経営情報学部・経営情報学科	290人

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年5月20日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度入学志願者から適用する。

附 則

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 改正後の第23条の2及び第57条の規定は、平成14年度入学生から適用する。
- 平成13年度以前入学者に対する改正後の第23条第2項別表第I（以下「別表第I」という。）及び第24条第2号の規定の適用については、なお従前の例による。
- 編入学生、転入学生及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。
- 改正後の別表第Iの専門教育科目のうち「流通システムI」及び「流通システムII」については、平成13年度以前入学者にも適用する。

附 則

この学則は、平成14年5月24日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前入学者に対する改正後の第23条第2項別表第I、第24条第1号及び第45条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 編入学生、転入学生及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前入学者に対する改正後の第23条第2項別表第Iの規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 編入学生、転入学生及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前入学者については、第10条、第11条及び第37条の規定を除き、なお従前の例による。
- 3 編入学生、転入学生及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する学生定員は、同条の規定にかかわらず、平成23年度までの間は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経営情報学部	経営情報学科	90人	535人	90人	470人	90人	415人
	情報ネットワーク学科	90人	535人	90人	470人	90人	415人

- 3 平成20年度以前入学者に対する改正後の第23条第2項別表第I、別表第II及び第23条の2別表第IIIの規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 編入学生、転入学生及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前入学者に対する改正後の第23条第2項別表第Ⅲの規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 編入学生、転入学生及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前入学者に対する改正後の第47条第1項別表第Ⅳの規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 平成25年度以前入学者に対する改正後の第23条第2項別表第Ⅰ、別表第Ⅱ及び第23条の2別表Ⅲの規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 編入学生、転入学生及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する学生定員は、同条の規定にかかわらず、平成31年度までの間は、次のとおりとする。

年 度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経営情報学部	情報ネットワーク学科	50人	320人	50人	280人	50人	240人

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する学生定員は、同条の規定にかかわらず、平成32年度までの間は、次のとおりとする。

年 度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経営情報学部	経営情報学科	50人	320人	50人	280人	50人	240人

- 3 平成29年度以前入学者に対する改正後の第23条の2及び第57条第2項の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前入学者に対する改正後の第23条第2項別表第I、別表第II、第23条の2別表第III及び第47条第1項別表第IVの規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 編入学生、転入学生および再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第27条の規定は、令和2年度の入学生から適用する。
- 3 平成31年度以前入学生に対する改正後の第27条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 編入学生、転入学生および再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。